

令和2年2月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和2年2月25日（火）午後2時30分

場所：本庁舎5階5-1会議室・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和2年2月25日（火）本庁舎5階5－1会議室・5－2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	神 崎 享 子	1 4 番	山 口 貞 雄
2 番	渡 貫 直 正	1 5 番	漆 原 豊 彦
3 番	吉 原 豊	1 6 番	櫻 井 一 雄
4 番	熊 山 直 行	1 7 番	佐 藤 賢 一
5 番	宮 治 潔	1 8 番	宮 治 時 男
6 番	上 田 洋 子	1 9 番	與 安 義 昭
7 番	井 上 哲 夫	2 0 番	加 藤 登
8 番	古 谷 修 一	2 2 番	佐 藤 智 哉
9 番	桐ヶ谷 慶 導	2 3 番	鈴 木 隆 弘
1 0 番	齋 藤 義 治	2 4 番	浅 場 宣 靖
1 1 番	渡 邊 文 雄	2 5 番	福 岡 則 夫
1 2 番	飯 田 芳 一		
1 3 番	田 代 恵美子		

欠席委員は、次のとおり

2 1 番	佐 川 俊 夫	番	
-------	---------	---	--

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	加 藤 敦	主幹	草 柳 真 治	主幹補佐	福 岡 信 二
上級主査	伊 藤 洋 一				

委員会の日程は、次 のとおり

日程第 1 議案第 83号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 84号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出
について

日程第 3 議案第 85号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について

日程第 4 議案第 86号 非農地証明願について

日程第 5 報告第 16号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて

開会 午後2時30分

事務局（加藤 敦事務局長） それでは、定刻になりましたので、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、総員25名、出席委員24名でございます。

初めに、齋藤会長から御挨拶をお願い申し上げます。

会長（齋藤義治委員） 皆さんこんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を総会にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

このところ、新型コロナウイルスということで、世の中騒然としておりますが、そんな中でも今月は市長選挙が行われました。鈴木さんが3期目ということで当選されました。市政と農業委員会はいろいろな面で関係がございますので、これからは是は是、非は非、是々非々の関係で進めていきたいと思っております。

また、今月は、皆様方と一緒に埼玉県川越市へ視察研修に行っていました。@FARMという企業、いろいろ見てまいりましたが、かなり大きな投資をして農業をビジネスにする、新規参入ということで、経営者の方も、これから3年、5年先には、さらに農業として頑張っていくということもおっしゃっておられました。

そのほかに、湘南地区3市1町でつくっている湘南地区農業委員会連合会がございますが、会長、職務代理、そして事務局で、近辺の視察研修に行っていました。今回行ったところは東京都の練馬区です。練馬区というと、本当の住宅街でございます。その住宅街の中で市民農園をやっているということで視察研修に行っていました。

最近、テレビで「ポツンと一軒家」というのがかなり話題になっていて、見たことあるかと思いますが、ちょうどその逆パターンです。周りは新興住宅地、ぎっちり住宅があります。その中に、7反の農地がポツンとあるわけ

です。約2,100坪以上の土地が練馬区の住宅街の中にあるから、見たところ、本当に異様な感じがするのですが、その中で、それを152区画に分けて、農業を体験する、農業体験型の市民農園をやっています。

市民農園にも3つございまして、普通の、一般の市民農園といいますと、区画を20㎡～30㎡に分けてバラバラに貸す。2つ目には、収穫を体験する市民農園、3つ目に、市民の農業体験型があります。

農業体験型、これがとても不思議で、農家の経営者の方が、1区画30㎡を、年間約5万円で貸しているということでございます。それで152区画ですから、収入の額は大体わかってくるわけですが、都内にそれだけの面積があって、普通一般の経済活動から見たら、ここを駐車場にしたら400台ぐらい置けるのではないかと、そうすると、1台2万円だとすると、月々これぐらいで年間これだけというような数字が出てくるのですが、そこに、7反という畑を残すということは、農家の方の農業に対する情熱と信念がないとできないという感じはしました。

そういう形で農地を残すことと、片や川越のように、1つの企業として残す、これから、農業はどのように変わっていくのか、いろいろ感じられた今回の2カ所の視察研修でございました。

そういうことが、これからもいろいろあろうかと思えますけれども、いろいろな面で都市農業というものを検討していきたいと思っております。

それでは、ただいまから2月の総会を開催いたします。よろしくお願いを申し上げます。

事務局（加藤 敦事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、16番の櫻井一雄委員と17番の佐藤賢一委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、「農地法第5条の規定による許可申請について」、説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおりです。譲渡人、住所氏名、記載のとおりです。経営面積、193a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、打戻字荒井の1筆です。地目、畑。地積、492㎡のうち249.61㎡。権利の種類は、使用貸借権。転用目的は、自己住宅です。立地基準は、第1種農地。農用地区域除外日は、昭和59年4月20日。

続きまして、番号2。譲受人、住所氏名、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、23a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、遠藤字向原の1筆です。地目、畑。地積、770㎡。権利の種類、賃借権。転用目的は、資材置場です。立地基準が、第3種農地。農用地区域除外日は、昭和59年4月20日です。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

5番、宮治 潔委員。

5番（宮治 潔委員） 本件の申請地につきましては、市道用田・打戻線にある「榎戸」

交差点から南側に約200mの土地になります。

資料は1ページをお開きください。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタールを超えているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地は原則転用不可ですが、令和2年1月6日に審査基準が改正され、立地基準のうち、第1種農地の例外的許可事由である「住宅」について、農家住宅に限定しないものとして、従来の扱いを改めたため、例外的に許可できるものとなります。

譲受人は、現在石川の賃貸住宅に居住しておりますが、高齢になった両親の介護、及び農業の手伝いのために近隣にいる必要があり、当該地に分家住宅を建築するものです。

当該地は、西側が譲渡人の所有する農地、南側が農地に入るための通路、北側及び東側が道路となっておりますが、農地及び通路からは約40～55cm低くなるように切土を行い、30度以下の法面整地で土砂等の流出を防ぎます。

道路境界には地先境界ブロックを設置し、塀等の設置は行いません。

駐車スペースを含め敷地内は転圧処理のみとし、汚水については合併浄化槽、雨水については敷地内に雨水浸透マスを設置し、宅地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、周辺に残る農地や、近隣の住宅等に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

先ほどの説明の補足説明としてお願いをしたいのですが、今までできなかった第1種農地が、今回できるようになったということですがけれども、事務局から、その辺の説明をしていただけますか。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） 基本的に第1種農地といいますのは、市街化に準ずるようなものがない、そして、第3種農地の場合には、市街化の準備が整っている、例えば接している道路に管が2管入っているであるとか、公共公益的施設

が近隣500m以内に2カ所以上あるとか、そういったものが整っているところを「市街化の準備が整っている」という考え方の中で「転用ができる場所」として出ています。

それで、第1種農地というのは、その反対で、管が入っていることもなく、近隣には公共公益施設等が整っていないくて、農地が10ha以上一団の農地として連なっている場合に、その一団の農地を第1種農地として転用はできない場所、農地として維持する形でやっているところになります。

その中で、説明の中にもありましたけれども、これまで第1種農地は、農家住宅、いわゆる本家住宅と言われるものについては、一団の農地10haが広がっている中に張りついていても転用ができる場所として扱ってまいりました。今回、1月6日の基準改定で、「農家住宅」の「農家」という限定がとれまして、その結果、住宅を建てるのが農地法上はできるようになりました。ただし、農地法上でできているだけで、調整区域なので、基本的には理由なしには建築物を建てることはできないので、その中で、建築のほうの法律からも認められるものとして残るのが分家住宅、今回のケースがそうですけれども、分家住宅が建てられるものとして残っていくということで、今回のケースについては、第1種農地ではありますが、基準改定によってつくることできるようになった分家住宅として申請が上がったものになります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 今の話のように、今まで建築ができなかった第1種農地に分家住宅が1月6日からできるようになりました。これも、農家の後継者を、これからもっともっとふやそうということも含まれておりますので、農家の後継者が住宅を建てて、その後、農業をやっていくことで緩和されたという見方がいいと思いますので、もし後継者の住宅等を建てる場合には、農業委員会に相談をしていただければ、すぐに結論は出ると思いますので、よろしく願いいたします。

何かほかにございませんか。

―― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

8番、古谷委員。

8番（古谷修一委員） 本件の申請地につきましては、市道遠藤277号線にある「秋葉台中学校入口」交差点から北側に約200mの土地になります。

資料は4ページをお開きください。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には秋葉台小学校と秋葉台中学校があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

譲受人は、鎌倉市で建設業を営んでおり、現在は、藤沢市川名に置場を借りていますが、業務拡張に伴い1カ所では対応できなくなっており、現場がふえている本市北部、綾瀬市で適地を探していたところ、申請地が該当したとのことです。

当該地は、周囲に農地はなく、南側が道路、北側が児童クラブ、東側及び南東側が宅地、西側は農地から資材置場に造成予定になっております。

西側の敷地境界にはネットフェンスを新設し、その他の隣地境界には既設のコンクリートブロック等があるため、これを利用し、上部にネットフェンスを設置し、被害を防除します。

敷地内については、資材を置く箇所は転圧のみ、その他の箇所は碎石敷きの上、転圧を行い、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協においては、譲受人の代理人と面談し、隣接する児童クラブや通学の児童に注意することなどについて指導しました。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

ここの周辺で農地を所有している方はいらっしゃいますか。周辺の状況はどうなっていますか。

古谷委員。

8 番（古谷修一委員） 飛び飛びというか、ところどころで点々とはやっているという形ですね。

あと、近くに水路があって水田もあったのですが、そういうところは埋め立てられて、ほとんど田んぼの機能は果たしていませんけれどもね。

議長（齋藤義治委員） これができても、近隣に被害が及ぶようなことは、そんなにはないようですか。

8 番（古谷修一委員） 農地に関しては、そうですね。この箇所については、道路は狭いのですが、住宅に接していますので……

議長（齋藤義治委員） はい。

他に何かございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 8 3 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 8 3 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 2、議案第 8 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第 2、議案第 8 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申し出について」、一括してご説明いたします。

番号 1 から番号 8 は、用田を中心に 5 0 5 a を耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分及び更新借受分。

番号 9 は、用田で 2 6 a を耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受分。

番号 1 0 は、瀬郷で 1 6 a を耕作する方の農業経営規模拡大に係る新規借受

分。

番号11は、瀬郷を中心に70aを耕作する方の更新借受分。

番号12から番号15は、瀬郷を中心に117aを耕作する方の更新借受分。

番号16は、高倉で78aを耕作する方の更新借受分。

番号17は、稲荷を中心に168aを耕作する、「人・農地プラン」の中心経営体に位置づけられている方の農業経営規模拡大に係る所有権の移転となります。

なお、利用権設定を行う農地については、全て現地確認を行いまして、特段問題はございませんでした。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。何かございましたら、お願いをいたします。

ここで言われている存続期間は3年、5年がありますが、これはあくまでも話し合いによる3年、5年ですか。

事務局（福岡信二主幹補佐） 3年か5年の2つから選んでいただくのですが、それは事務局で期間は定めていますけれども、あくまでも貸し手と借り手の話し合い、協議で、どちらを選択するかは決めていただくようになっております。

議長（齋藤義治委員） つくるほうにとっては長く借りたいという方もかなりいらっしゃると思いますが、その辺は話し合いということですね。

ほかに何かございませんか。――17番の所有権の移転の件はよろしいですか。これは余り例がないのですが、よろしいですか。

――
――

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第84号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第84号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第3、議案第85号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 日程第3、議案第85号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、御説明を申し上げます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。買取り申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和元年12月17日。農業従事者の区分、一定割合以上従事している者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所在及び地番、羽鳥四丁目の12筆。地目、いずれも畑。地積、12筆合計2,018㎡。

本申請につきましては、申出人へ状況を確認したところ、買取り申し出事由の生じた者は、直近まで農作業の指示等を行っていたこと、当該者が農作業を行えない状況となってからは、人手不足により市場へ出荷できる農業規模でなくなったことから、買取り申出事由の生じた者は、農業従事者であったと判断をいたしました。

また、従事日数は、申出人の年間従事日数の7割以上であったため、「一定割合以上従事している者」に該当するものと判断をいたしました。

説明は、以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件についての意見を求めます。何かございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 85 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 85 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 4、議案第 86 号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、日程第 4、議案第 86 号「非農地証明願について」、説明いたします。

地区、御所見・遠藤。番号 1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、遠藤字松原の 1 筆です。地目、畑。地積、19 m²。内容、昭和 34 年頃の道路建設により農地が分断され、以降、狭小のため利用できず現在に至る。現地確認日、令和 2 年 2 月 18 日。

続きまして、六会・長後。番号 2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、西俣野字大河内の 1 筆です。地目、田。地積、39 m²。内容、平成 3 年頃から住宅敷地の一部として利用し、現在に至る。確認資料、平成 19 年航空写真。現地確認日は、令和 2 年 2 月 3 日。

続きまして、番号 3。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、長後字山王添の 3 筆。地目は、いずれも畑。地積は、3 筆合計で 136.72 m²。内容、昭和 45 年頃から貸家住宅敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成 19 年航空写真。現地確認日は、令和 2 年 2 月 6 日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

18 番、宮治時男委員。

18 番（宮治時男委員） 本件の申請地につきましては、市道遠藤 257 号線にある「遠藤北原」交差点から西に約 350 m の土地になります。

資料は 8 ページをお開きください。

申請者によると、遠藤字松原の土地について、昭和 34 年頃に市の道路建設により農地が分断され、以降狭小のため利用できず、現在に至っているとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和 2 年 2 月 18 日に地区委員の私、宮治と、事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおり狭小地のため農地としての利用が困難な状態であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

—
— —

議長（齋藤義治委員） 他にないようでございますので、続きまして、番号 2 について意見を求めます。

12 番、飯田委員。

12 番（飯田芳一委員） 本件の申請地につきましては、境川にかかる「俣野橋」から南西に約 410 m の土地になります。

資料は 8 ページをお開きください。

申請者によると、西俣野字大河内の土地について、平成 3 年頃に市の道路拡幅工事により農地が細分化され、以降は住宅敷地の一部として利用し、現在に至っているとのことです。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和 2 年 2 月 3 日に地区委員の私、飯田と、事務局の伊藤さんで現地調査を行い、申請どおり住宅敷地の一部であることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— —

―― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号3について意見を求めます。

7番、井上委員。

7番（井上哲夫委員） 本件の申請地につきましては、引地川にかかる「大山橋」から南西に約230mの土地になります。

資料は9ページをお開きください。

申請者は、長後字山王添の土地について、昭和45年頃から、貸家住宅敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和2年2月6日に地区委員の私、井上と、事務局の落合さんで現地調査を行い、申請どおり貸家住宅敷地であることを確認しております。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

―― ― ― ― ―
―― ― ― ― ―

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第86号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第86号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、報告第16号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

福岡主幹補佐。

事務局（福岡信二主幹補佐） 本件につきましては、まず9ページが、「農地法第3

条の3第1項の規定による届出」となります。

御所見・遠藤地区が1件となっております。

続きまして、10ページから11ページが「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出」となります。

六会・長後地区が2件、藤鶴・村岡・明治地区が6件、合計8件となっております。

続きまして、12ページから15ページまでが、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出」となります。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が7件、藤鶴・村岡・明治地区が7件、合計15件となっております。

説明は以上となります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等ございましたらお願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第16号を終了いたします。

本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

事務局から報告事項等はございますか。

伊藤上級主査。

事務局（伊藤洋一上級主査） それでは、お手元にお配りしております「令和元年度農地の利用状況調査（農地パトロール）の実施結果」についての報告と、2枚目にあります「令和元年度遊休農地に係る利用意向調査の実施結果」についての報告をさせていただきたいと思います。

農地法第30条第1項の規定に基づき実施した、令和元年度の農地パトロールについては、調査期間が9月1日から9月20日までで皆様をお願いしておりました。

結果としては、調査対象地が1,050万4,474.76㎡、そのうち遊休農地が322筆で17万5,905㎡でした。割合としては、全体の約1.

75%になります。

また、再生困難な荒廃農地が135筆で7万9,882㎡、合計した不耕作地としては457筆で25万5,787㎡となります。

昨年度（平成30年度）と比較すると、遊休農地が減少している地区が多くある一方で、大庭地区は大幅に増加しているため、全体としては2万9,414㎡増加している状況でした。

遊休農地の解消状況としては、昨年度から63筆、4万5,286.57㎡が解消しています。

一方で、109筆、7万517㎡が新規で遊休農地となっております。

なお、昨年度の遊休農地のうち、農地中間管理機構の利用表明がなかった農地について、農地中間管理機構と利用に向けた協議を行いました。取得基準が適合となる農地がなかったことをあわせて報告いたします。

続きまして、「令和元年度 遊休農地に係る利用意向調査の実施結果」について報告します。

調査期間は、農地パトロール後の11月19日から11月28日で、調査対象としましては114件、172筆、10万922㎡です。

結果ですが、「自分で管理・耕作する」との回答があったのが57筆、2万9,665㎡。「農地中間管理機構の利用表明」があったのが38筆、3万902㎡。「売却希望」が7筆、3,779㎡。その他、貸したい、または登記手続中等は10筆、7,041㎡。未回答が60筆、2万9,535㎡となっております。

今後の対応につきましては、農地中間管理機構の利用表明があった農地については、農地法第35条第1項の規定に基づいて、農地中間管理機構にその旨を通知いたします。

「貸したい」、または「売りたい」の希望があった農地については、貸付あっせん希望リストを作成し、農業水産課への情報提供やホームページへの掲載などをして、新規就農者や地域の認定農業者等へのあっせんを行う予定となっております。

以上で報告を終わります。

議長（齋藤義治委員） ただいま事務局から農地パトロールの実施結果報告がございました。その中でも大庭地区でかなりふえているということでございますが、各地区でパトロールをしたときの状況といたしますか、何か感じるものがありましたら、ぜひお話をしていただきたいと思いますが、大庭地区を回った方は、山口委員をお願いします。

14番（山口貞雄委員） 御報告いたします。

全体に見て、一目瞭然ふえたなという感じは非常に強く見受けられました。また、次年度、これが横ばいになっていけばいいなと思っているのですが、いろいろな情報から、令和2年度の作付けも非常に心配するところがあるように思われます。

できることならば荒廃しないように、作付けができなくても草刈りとか全体に管理がきちっとできればいいなと思っております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） そのほかに、俣野のほうは、飯田委員どうですか。

12番（飯田芳一委員） 西俣野のほうに関しましては、改善されているところは改善されていますし、ふえてはいなかったような感じはしますけれども、大体きれいになってきているなという感じはします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 打戻のほうはどうか。宮治委員どうですか。

5番（宮治 潔委員） 打戻は、畑に関しましては、一応毎年恒例の9月にはパトロールをやるということで、その前に、8月のお盆過ぎから9月上旬ぐらいに、トラクターでうなうとか、草のアレはやっている家が多いですが、その畑で1年間にどれぐらいの収穫物、収入を得ているかという、藤沢市内では打戻が一番農業が盛んだと、皆さん周りの方はおっしゃいますけれども、何しろ農地が農地として機能していない状況ですね。農家の収入の手段として畑に頼らない施設野菜をやったり、施設の園芸をやったり、そういう農家がだんだんふえてきて、更地の畑があるんだけど、そこからどれだけの収入を得ている

のかというと、よそのことで余計なお世話だけれども、畑はあってもなくてもという感じになりつつあるというのが現状ではないかと思います。

打戻は以上です。

議長（齋藤義治委員）　そういう人は、畑を貸すとか、売るとかということは余り言わないですか。

5番（宮治 潔委員）　皆さん、自分で大きなトラクターを持っていて、定期的に、迷惑にならない程度には耕作というか、トラクターでかき回してはいるけれども、新規参入の方にも声をかけさせていただいて、やりたいという人が、この間も、新規参入者の方の意向調査の中で、畑がふえてよかったです、というような話は伺ったのですが、畑を借りたいとか貸してほしいという人がおられれば、農業委員会なり農水なりが間に入っていて、せっかくないい畑があるんだから、そこで収入を得るような、新規参入でもいろいろな方がいらっしゃれば、利用していただければ、よりいいのではないかとは思いますが、個人的にはね。

ただ、何しろ地元の方は、耕作意欲は余りないような、そういうのが現状ですね。しかし、やっている人はいて、その人が、今度はあそこの農地をねらっているとか、そういう計画があるとか、うわさですけども、話は聞きますね。

打戻は、全般的には、一生懸命やる方と、手を抜く方がだんだん両極端になってきたみたいで、一生懸命やる人は、規模を少しでもふやそうとしているのが現状ではないかと思えますね。

以上です。

議長（齋藤義治委員）　六会・長後地区はどうですか。

7番（井上哲夫委員）　去年の時点では、遊休農地もそんなふえているという感じはしなくて、むしろやや減っているかなという感じでしたね。

それで、田んぼにつきましては、やはり高齢になってできないというところは、家庭菜園に貸したりしているところがあります。一部については、幾らでもいいから田んぼを買ってくれと。買ったお宅が、この農業委員会にも出ていたけれども、麦をつくるという話でしたが、いまだに麦を作付けるような状況

ではないですね。規模の大きな、果樹を主にした農家なので、どこまで手が回るのかなという状況で、力があるといったら、ちょっと語弊がありますけれども、そういう農家が田んぼを買っているという状況で、遊休農地としては、そんなにふえている状況ではないですね。

畑も同じように、長後は藤沢市の外れですが、市内でも南のほうに畑を持っている方とか、あるいは鎌倉だとか、そういうところの人が持っていた農地もありますけれども、それはちょっと荒れていましたが、それを地元の農業者が買って、今作付けを始めているという状況で、印象としては、去年は遊休農地は、畑も減っているかなという感じはします。

ただ、依然として再生困難というところが田んぼも畑もあるということで、この辺は、これは行政指導としてはどうなるのか、どうするのか、税金ももちろん高くはなっているでしょうけれども、開き直ってそのままにしているのか、よくわかりませんが、再生困難と思われるような状況の畑は、相変わらず残っているということです。

議長（齋藤義治委員） 打戻とか瀬郷のほうはどうですか。

4番（熊山直行委員） 瀬郷もふえつつはありますけれども、やはり年をとってだんだん農業ができなくなってやめて、それを新規就農の人に貸したり、我々も空いていれば借りてやっていますけれども、自分もちょっと限界かなという感じですね。

瀬郷は、田んぼはなくて畑だけで、荒廃地も、まだ機械を入れればすぐ畑にはなるかなというところが多いですけれどもね。

議長（齋藤義治委員） 同じ市内でも、例えば大庭地区などのように荒廃農地がどんどんふえているところと、俣野はほとんど荒廃地がないというふうに、地域でもかなり差があるようですが、俣野のほうは、何でそんなにみんな一生懸命やっているんでしょうかね。後継者が多いということですかね。

12番（飯田芳一委員） 後継者はいると思います。

この前も、市と土地改良区が中心となりましてU字溝の設置をやりましたけれども、5カ年計画で、各生産班が、U字溝本体は助成金で買っていただいた

のですが、全部各地区の生産班が勤労奉仕で、5年計画で、それがことし終わりました。見に来てください。

みんな全部自分たちでU字溝を設置したので、やった人たちは当然だという顔をしていますけれども、私は、大したものだと思っています。結構利便性とか、いろいろな意味で時短ができて、これから頑張るのではないかと思いますけれどもね。

議長（齋藤義治委員） 年齢的には、平均どのぐらいですか。

12番（飯田芳一委員） 自分は上のほうですが、30代、40代が中心ですかね。

例えば消防団などは全部地元で賄っていますし、もちろんどこかに務めている人もいますけれども、全部地元の、いわゆる息子たちですね。

何でだかわからないですけれども、先輩たちがよかったのではないかと思いますけれどもね。これを次の世代にどうつないでいくか、真剣に考え始めています。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 亀井野は、畑のほうは、桐ヶ谷さんのほうはどうですか。

9番（桐ヶ谷慶導委員） 畑とすれば、新田、亀井野はほとんど変わらないですね。

再生困難は、前から1件だけあります。あれは無理だと思えますけれどもね。

あと、放棄地とか遊休地は、例年と変わらないですね。ちょっと減っているかもしれない、改善されたところもあります。

あとは、湘南台のほうに行けば、ほとんど農地はないのでアレですけれども、うちのほうとすれば、新田も亀井野もそんなに極端にふえたという気はしないですね。例年どおり、毎年同じところが遊休地で、まだ再生困難にはなっていないですね。なっているのは1件だけで、それはずっとですから。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 若い後継者で佐藤智哉さんは、荒れているところがたくさんありますけれども、どう思われますか。どうしたら減らせるのか、若い人の考えはいかがですか。

22番（佐藤智哉委員） 僕みたいな若い人がどんどん借りてやればよいと思います

けれども、仕事の効率を考えると、そういうわけにはいかなくて、僕の場合だと獺郷に親戚がいるので、獺郷のほうで借りたいのですが、なかなか行けないですね。そうすると、ちょっとの間に草が出たりとかがありますからね。

あと、新しく借りたところだと、1年、2年やってみないと、その状況がわからないので、作付けをしたけれども、鳥に結構食べられたとか、やはり頻繁にそこに出かけられるわけでもないで、そういった意味では、新しく借りるのも難しいなというところがあります。

そもそも条件がいいところは、皆さん使っているので、条件が悪いから、多分余っているのだと思いますけれどもね。

この前、藤沢市の新規就農者の連絡協議会というのがあって、その人とお話をしたのですが、今、市内に32軒、新規就農の方がいて、そのうち、販売金額で300万未満の方が28軒でした。ほとんどみんなアルバイトをしながら農業をやっている状況で、何人かは農業だけで食べていらっしやるみたいですね。すけれども、そういった方はどんどん畑を借りているんですね。

その畑等の情報を、全国農地ナビで見ているのですが、農地ナビがすごく見づらいというのが一つネックなところがありますけれども、そういったものも活用しながら、新規就農の方ができるだけ地域で借りて行って、耕作放棄地をなくしていく、要は規模を拡大していくという方向に向かっていくといいのではないかと思いますね。

議長（齋藤義治委員） 地域での、若い人の横のつながりというのはどうですか。

22番（佐藤智哉委員） 新田のほうでは、後継者は多いとは思いますが、現状ではハウスを持っている方が多いので、ハウスと露地という組み合わせだと、どうしてもハウスが主になるのですが、基本的に露地もしっかりやってはいても、それ以上に規模を拡大しようという方は、後継者の中にはなかなかいないのではないかという気がします。

話は全然違いますが、神奈川県で「かながわ農業版MBA研修」というのをやっているのですが、今3年を終わって、次4年目ですけれども、県内の30代から50ぐらいまでの後継者の方が集まって半年間の研修を受けて、最後に

事業計画をみんなの前で発表する場を設けるような研修会ですけれども、経営とか財務、マーケティング、労務管理というのを半年間かけて勉強して、最後に事業計画を発表して、それを受けて、県とか国で「トップ経営体育成事業」、例えば設備投資をしようとした場合に、それを受けている人は優先的に、その補助事業を使えるというような研修があったりするのですが、後継者の方に話をしても、そういうのを知らない人が多くて、設備投資をしないと規模拡大もなかなか難しいというのがあると思うので、情報が後継者の方に、そういう補助事業も含めて行き渡るようになっていかないといけないのかなと思います。

そのためにも、皆様からも、そういった後継者の方がいらっしゃるのであれば、そういった事業もやっているということも伝えていただきたいと思います。

議長（齋藤義治委員） この間、川越市へ視察研修に行きましたけれども、ああいう農業形態は、若い人から見たら、どう思いますか。

22番（佐藤智哉委員） 僕らは、基本的に家族経営が最強だと思いますけれども、家族経営、今まで皆さんがやってこられた、その形で、多分続いているのだと思うので、それ以上拡大すると、農業の場合はリスクが多過ぎるので、天候のリスクもありますし、市場のリスクというのもかなり大きいので、最近はビジネスと皆さん言いますが、家族経営に毛が生えたぐらいのところは、やはりリスクが少なく、かつ持続的に、今 SDGS、持続可能な社会を目指しましょう、みたいものがありますけれども、農業というのは、1年後、2年後で終わるのではなくて、その次の世代、その次の世代に残していかなければいけないものだと思うので、企業化してしまうと、どうしてもリスクが大き過ぎて、それを引き継いでいくことは難しいと思うので、そういった形よりは、僕は、やはり家族経営に少し色がついたぐらいでやっていくのが一番いいのではないかと思います。

議長（齋藤義治委員） 最初に話をしました練馬区の件ですが、その家の長男の方は、養液栽培でトマトをやっているらしいんですね。年間売上げで、大体1,000万だそうです。それで、何人使っているのかと聞いたら、誰も使っていないそうです。どのような売買をしているのかというと、全部、いわゆる自動

販売機、200個ぐらい入るようなのがあって、その中に詰めて売らしいです。収穫はロボットがやっているということです。それで、年間約1,000万ぐらいだということは言っていましたね。

12番（飯田芳一委員） 何坪ぐらいですか。

議長（齋藤義治委員） 4反ぐらいではないかな。

12番（飯田芳一委員） 坪1万ぐらいですかね。

議長（齋藤義治委員） 農地パトロールから、いろいろな話になりましたが、藤沢市でも荒廃農地が、遊休農地がふえているということは確かなようでございますので、これを少しでも減らすということで、またいろいろ皆様方にお知恵を拝借するようなことになろうかと思えます。

それでは、そのほかに何か連絡事項等がございますか。

事務局（福岡信二主幹補佐） お手元のクリップどめの資料をごらんいただきたいのですが、毎年のお願いになりますけれども、今回、「令和3年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和3年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」の提出の依頼になります。

令和3年度の要望につきましても、例年どおり4月に藤沢市の農業委員会として要望、意見を取りまとめさせていただいて、5月中に湘南地区の農業委員会連合会としてまとめまして、その後、県の農業会議が事務局になりますので、取りまとめを行って、予定では7月の中旬に県知事に建議として要望書を提出する予定となっております。

依頼文をごらんいただきたいのですが、真ん中あたり、「検討項目」としまして、（1）の「基本農政の確立・推進について」、（2）で「農地の保全と有効利用対策について」、（3）で「担い手・経営対策について」、（4）として「農業委員会組織対策について」、（5）が「鳥獣被害対策」、最後に（6）として「消費税引き上げと軽減税率の導入に伴う納税環境の整備」について、もし御意見がありましたら、記載のとおり3月26日（木）の総会の際、あるいはそれまでに事務局に御提出をいただければと思います。

また、その下の（7）で「令和3年度農業税制改正要望事項について」は、

締め切りが少し早いのですが、3月13日（金）までに、事務局に御提出をお願いいたします。

参考までに、2ページ以降に、今年度（令和2年度）の要望を添付させていただいております。湘南地区の連合会で今年度取りまとめたものを、最終的に県として取りまとめを行いまして、県知事に提出をした要望書が添付されております。

それと、要望書の取りまとめに関しまして、今回の留意事項としまして、もう一つ文書を添付させていただいていますが、左上に「回答様式」と書かれたもので、こちらにつきましては、今年度（令和2年度）の要望として県知事に上げたものに対して、県の環境農政局からの回答になっております。

それで、留意事項としましては、ここに記載されているものは、基本的に県のほうで見解が示されておりますので、令和3年度の要望には含めないようにということで、留意事項として連絡が来ております。

具体的には、今年度、非農地判断の関係や、若い農家さんの機械、施設の修繕費の要望なども、藤沢市として、湘南地区の連合会として、要望を上げており、その辺も、一応県の見解も、この回答様式の中に記載がございますので、後ほど御確認いただければと思います。

要望については、以上になります。

あと一点、来月の総会ですが、地区協でも繰り返し御案内をしておりますが、3月26日（木）、午後2時30分から、場所はかわりまして、分庁舎2階の会議室になりますので、お間違えのないようお願いいたします。部屋の大きさの関係で、机の配置、レイアウトもかわってきますので、当日職員が案内いたしますので、番号の席にお座りいただければと思います。

事務局（草柳真治主幹） お手元にお配りしましたジャンボタニシのチラシにつきましては、県から、農業委員さんに周知をお願いしますということで配付されましたので、内容の御確認をお願いいたします。

以上です。

議長（齋藤義治委員） ジャンボタニシについては、この間、神奈川県から報告があ

ったのですが、平塚市の被害が一番多いらしいです。それで、だんだん広まっているということですが、県は、予算的に厳しいので、薬剤等の配布はできないようなことは言っていました。ですが、何とか侵入させないようにということで、要望をしておりますけれども、一番危惧されるのが大庭です。大庭の遊休農地、荒廃農地がふえていくと、当然この貝がふえていくのではないかなということも危惧していますので、その近辺の方はぜひとも注視をしていただきたいと思っております。

皆様方、県にいろいろな要望ですとか意見書を出していただければ幸いです。

今回、話はしなかったのですが、種苗法が改正されて、花卉農家の方は、かなり関係してくるのではないかと思っております。話によると、茅ヶ崎のほうでは、無断でふやして罰金を取られたりというような話も聞きましたので、その辺も、内容的にはよくわからないのですが、種苗法が変わったということで、今回は、党によってはいろいろ反対の要請が出ているということも聞きましたので、種を大量に扱う方は、要望書の中にも含めていたたけたらと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして2月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午後3時37分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)